

東海第二原発と 日本原電の経理的基礎について

2020年10月 日

弁護士 坂本博之

1 原子力発電所と事業者の経理的基礎

2 日本原電の経理的基礎について

(1)設置に関する経理的基礎について

(2)維持管理に関する経理的基礎について

経理的基礎を欠く事業者が原発を建設し、運営すると？

- 発災害の防止のために必要な対策を取ることもできない
- 故障が発生した場合に十分な補修を行うこともできない
- 故障が発生したことを隠蔽しようと画策する
- 安全対策や安全な維持管理のために必要な措置について手を抜く
- 安全な廃炉作業を行わない
- 安全な使用済み核燃料の維持管理のための措置を怠る
- 原発災害が発生したときに、住民らの生命・健康・財産の損害を十分に補填することもできない

等々

原子炉等規制法43条の3の6第1項

- （許可の基準）
- **第四十三条の三の六** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
 - **二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。**
 - 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
 - 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
 - 五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
 - . . .

原子炉等規制法43条の3の6第1項第2号

- 「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」
- を、設置許可要件の一つとしている。
- ⇒設置後の維持管理に関する経理的基礎は？

参考

- 廃棄物処理法8条の2第1項第3号
- 「申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の**設置及び維持管理**を**的確に、かつ、継続して行うに足りる**ものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」

⇒廃棄物処理法施行規則4条の2の3第2号

「一般廃棄物処理施設の**設置及び維持管理**を**的確に、かつ、継続して行うに足りる**経理的基礎を有すること」

発電用原子炉の安全性は、設置の時にだけ問題となるのではなく、運転中の維持管理に関しても問題とされなければならないことは当然のことである。そして、運転中の維持管理に関する安全性の確保は、十分な経理的基礎があって初めて実現できるものであることもまた、見やすい道理である。

現在の原子炉等規制法に存在する重大な欠陥、法令の不備の一つである。

東京高裁平成31年2月27日判決

事業者を経理的基礎が欠けていることを理由として産業廃棄物処理施設の建設差止を認めた判例

- 想定したものに及ばない額及び条件でしか融資を受けることができず、また、想定どおりの融資を受けられたとしても、当初計画していた売上では融資条件に従った返済をする原資を確保できないとすれば、被控訴人において、①**本件中間処理施設の建設費を削減し、その結果、設置計画の技術上の基準に満たない処理施設を建設したり**、②当初計画以上の額の元金の返済や利息の支払のため、また、現実の収支に対応しない当初計画における高額の返済原資の確保のため、当初計画以上の量の産業廃棄物を受け入れたり、計画外の産業廃棄物を受け入れ、また、それらの**処理のために維持管理上の技術上の基準に反した操業を行うといった不適正な産業廃棄物処理を行わざるを得なくなる事態が優に想定される**というべきである」
- 「そうだとすると、被控訴人は、本件中間処理施設の適正な設置及び維持管理をするために必要な資金調達の裏付けを欠いており、仮に何らかの方法でその調達ができたとしても、その後の借入金返済に必要な費用を支出した場合、不適正な産業廃棄物処理を行うおそれが高い状況にあることは明らかである。そのような状況の下では、有害な物質が許容限度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすことが想定されると言わざるを得ない」「よって、被控訴人は、本件中間処理施設の周辺住民である控訴人らが、同施設からのダイオキシン類等の有害物質の排出により、生命または身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれが想定される程度に経理的基礎を欠く状態であるというべきである。」

☆東京高裁平成31年2月27日判決の意義

- 東京高裁平成31年2月27日判決は、人格権に基づく産廃焼却炉建設差止訴訟において、業者に経理的基礎が欠けていることを大きな理由の一つとして、住民らの請求を認める判決を出した。
- 人格権に基づく差止請求という訴訟は、本件訴訟と同じであり、その判決で示された論理は、本件にも当てはまる。

東海第二原発の 再稼働に向けて必要とされる事故対策工事費用等

- 原子力規制委員会による設置変更許可の段階では、**1740**億円とされていた。
- ⇒**2500**億円に膨らむ
- 特重施設(原発建屋への航空機衝突などのテロ攻撃により、炉心損傷などの重大事故が起きた場合に、放射性物質の外部への放出を抑制するために設置が義務付けられた施設)の設置費用として、**610**億円を想定
- ⇒**1000**億円に膨らむ
- 再稼働に向けて必要とされる事故対策費用は、少なくとも**3500**億円

設置変更許可の審査では？

- 事故対策工事費用は、少なく見積もられていた
- 日本原電は、工事費用を調達できることを裏付ける確実な証拠を提出していない
- 特重施設に関する審査は全く行われていない
- ⇒原子力規制委員会の許可は、適正な証拠に基づく的確な判断であったとは到底いえない。

記者会見等における日本原電等の説明

- 3500億円のうち、2200億円を、東電が支援する。東電は、東海第2原発への支援、2019年10月28日の取締役会で決めた。
- 支援全体の枠組みは、東海第2原発からの電気をもらう東電と東北電力、原電の敦賀原発2号機（福井県）から受電する関西電力、中部電力、北陸電力の合計5社が約3500億円を出し合うというもの。

操業差止訴訟等における日本原電の態度

- 日本原電は、各電力会社からの支援の具体的中身については、きちんと資料を示して、明らかにしたことは一切ない。
- 操業差止訴訟においても、原告らから資料の提出を求められても、各電力会社との間の契約書等は、一切提出しなかった。
- ⇒ 「支援」の内容が、贈与なのか、増資なのか、貸付なのか、売電料の前払いなのか、全く不明である。

日本原電は、東海第二原発の設置に関する経理的基礎を欠いている。

設置変更許可の審査では？

- 維持管理に関する経理的基礎の審査は、全く行われていない！

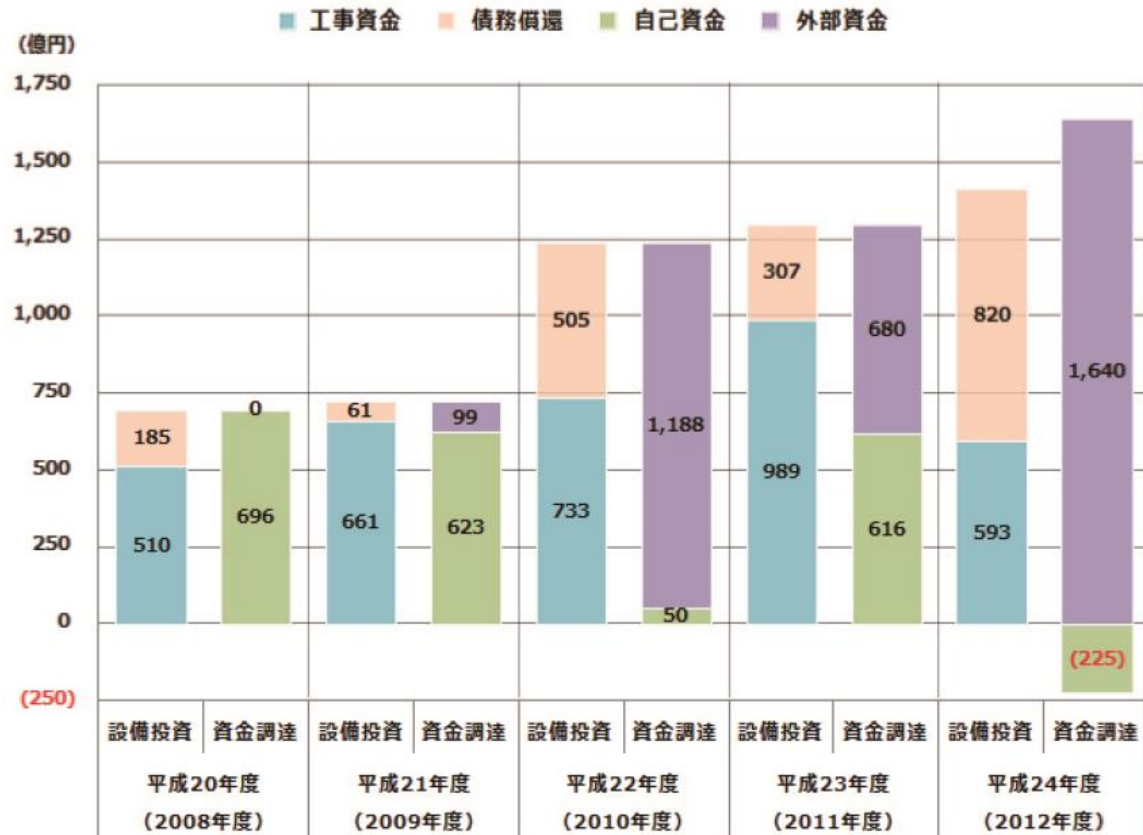
日本原電の裁判における主張の要旨

- ①これまで受電会社との間で、毎事業年度ごとに電力受給契約を締結し、安定した経営を継続してきた
- ②平成**29**年改正原子炉等規制法の下で、事業者検査制度が新たに設けられ、原子力規制委員会による原子力規制検査が新たに導入された
- ③事故が発生した場合に、損害賠償額が**1200**億円を超えた場合には政府援助があり得るから、十分な賠償がなされる

これまで安定した経営を行ってきた？

-
- これまでの原告らの求釈明にも拘らず、日本原電は、これまで、受電会社との間の基本契約書も電力受給契約書も、書証として提出されたことはない。従って、日本原電の主張は、裏付けを欠いた主張である。
 - 仮にこれまでは安定した経営ができていたとしても、
 - 電力を生産するための経費を売電価格に上乗せすることができる、いわゆる総括原価方式は、**2020年度**から撤廃される。
 - これまでは、東京電力や東北電力等の受電会社は、日本原電維持費分を、電気料金に上乗せすることができた。しかし、総括原価方式が撤廃された後にも、各受電会社がこのような被告日本原電を維持するための費用を電気料金に上乗せすること続けることができるのかどうか、疑わしい。
 - 社会的な有用性が全くなく、極めて多くの住民らの人格権を侵害する可能性が高い本件原発を維持するための費用を電気料金に上乗せすることは、公序良俗に違反して無効となるものと解される（民法**90**条）

2 - (2) 日本原電の原発維持管理に関する経理的基礎



日本原電の経営は安定していたとは言えない

(百万円)

回次	売上高	経常利益	当期純利益 ／当期純損失	純資産額	総資産額
第48期 (H17.3)	173,509	1,475	1,001	165,883	582,873
第49期 (H18.3)	149,581	1,408	553	166,455	595,417
第50期 (H19.3)	155,655	2,841	1,981	168,411	625,486
第51期 (H20.3)	178,418	3,512	2,117	170,511	648,729
第52期 (H21.3)	149,306	4,323	2,736	173,093	661,413
第53期 (H22.3)	144,516	3,871	2,341	175,579	684,581
第54期 (H23.3)	174,273	12,762	575	176,072	807,190
第55期 (H24.3)	145,276	7,598	△13,501	162,646	855,125
第56期 (H25.3)	151,988	1,612	309	162,946	915,925
第57期 (H26.3)	124,818	7,230	427	163,365	834,580
第58期 (H27.3)	131,894	5,400	△3,813	159,559	831,770
第59期 (H28.3)	113,801	5,911	1,244	160,771	807,287
第60期 (H29.3)	108,528	4,497	△6,680	151,134	663,034
第61期 (H30.3)	113,515	7,331	2,470	156,690	657,775
第62期 (H31.3)	111,642	6,233	3,162	159,781	631,856

←日本原電の準備書面(13)・20pより

平成17年3月～平成31年3月までの
15年間の経常利益の平均は、年間
50億6700万円

⇒今後このペースで行っても、20
年間で約1000億円の利益にしかない

⇒事故対策工事費用としての金
2200億円の借入金（仮に借入がで
きたとしても）の返済をすること
すら不可能

⇒もし、日本原電が事故対策工事
費用や特重対策施設建設費用の借
入に成功したとしても、同社は、
直ちに債務超過会社に陥る

日本原電が電気料金から債務返済額を調達しようとしたら？

- 特重対策施設対策費用を含む安全対策費用を約**2500億円**、回収期間を**28年間**、平成**17年**～平成**22年**の平均販売電力量を**625万4120MWh**として試算すると、 $2500\text{億円} \div (625\text{万}4120\text{MWh} \times 18\text{年}) = 2.22\text{円/kWh}$ となる。
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して日本原電は、一般負担金を支払わなければならない。平成**25年度以降**、**85億2500万円**で推移しているが、これをkWhあたりにすると、 $85\text{億}2500\text{万円} \div 625\text{万}4125\text{MWh} \div 2$ （東海第二原発は半分に仮置きされている） $= 0.68\text{円/kWh}$ となる。
- これらの金額が、平成**17年**～平成**22年**の平均売電価格の**11.74円/kWh**に上乗せされる。
- 平成**23年**以降の東海第二原発に係る電力料の支払は、再稼働開始のための投資であったものと考えられる。従って、この間に受電会社が支払った分は、同原発の再稼働後の発電によって回収されるべきものであったものと考えられる。本件原発の再稼働までの間の東京電力と東北電力の支払電力料金を、kWhあたりに計算してみると、**5.01円/kWh**となった。
- 従って、再稼働後の東海第二原発の売電価格は、 $2.22\text{円} + 0.68\text{円} + 11.74\text{円} + 5.01\text{円} = 19.65\text{円/kWh}$ とみなすことができる
- →この金額は、経済産業省の審議会が**2015年**に行った試算での原発の売電価格**10.1円/kWh**程度の約**2倍**。
- →こんな値段で電気が売れるのか？

各電力会社からの「支援」というのが売電量の前払いだとすると？

- 第**48**期～第**53**期(事故前の平成**17**年**3**月～平成**31**年**3**月の**15**年間)の売上の合計は、**2兆1267億2000万円**
- この間の経常利益の年平均は、約**50億円⇒20年間営業を継続しても利益は1000億円**にしかない
- 毎年の経常経費を差し引いて、**20年間の利益が1000億円**にしかないのであれば、特別な支出分(経常経費以外)の費用として、**3500億円**前払いしてしまうと、確実に、通常経費を賄えなくなり、損失を計上するだけの赤字会社となる。

事業者の行う事業者検査制度には信用性は全くない

- 日本原電がどのような事業者検査を行う予定であるのか、どのような体制で行うのか、どのような者が行うのか、人選はどのように行うのか、検査の内容を検証する制度はあるのかなど、その具体的な内容は全く説明されていない。
- 日本原電は、近時、敦賀原発2号機に関して、原子力規制委員会に提出した資料に**1000**か所余りのミスがあったことが判明した。その上、同社が東海第二原発に関して同委員会に申請した資料にも記載ミスがあったことが明らかとなった。
- 日本原電の情報公開の姿勢は、非常に問題が多い。耐震性に係る最も重要な機器の情報さえ、求められてもおマスキングして法廷に出してくることをはじめ、耐震裕度では都合の良い時は大量に宣伝するが、都合が悪くなるとまったく情報を出さず黙秘している。同社の「情報秘匿」の姿勢はきわだっている。
- これまで、日本原電を含む電力会社によって、データの改ざんや隠蔽工作が行われたことは枚挙がない

原子力規制委員会による検査、原子力保安検査官による検査

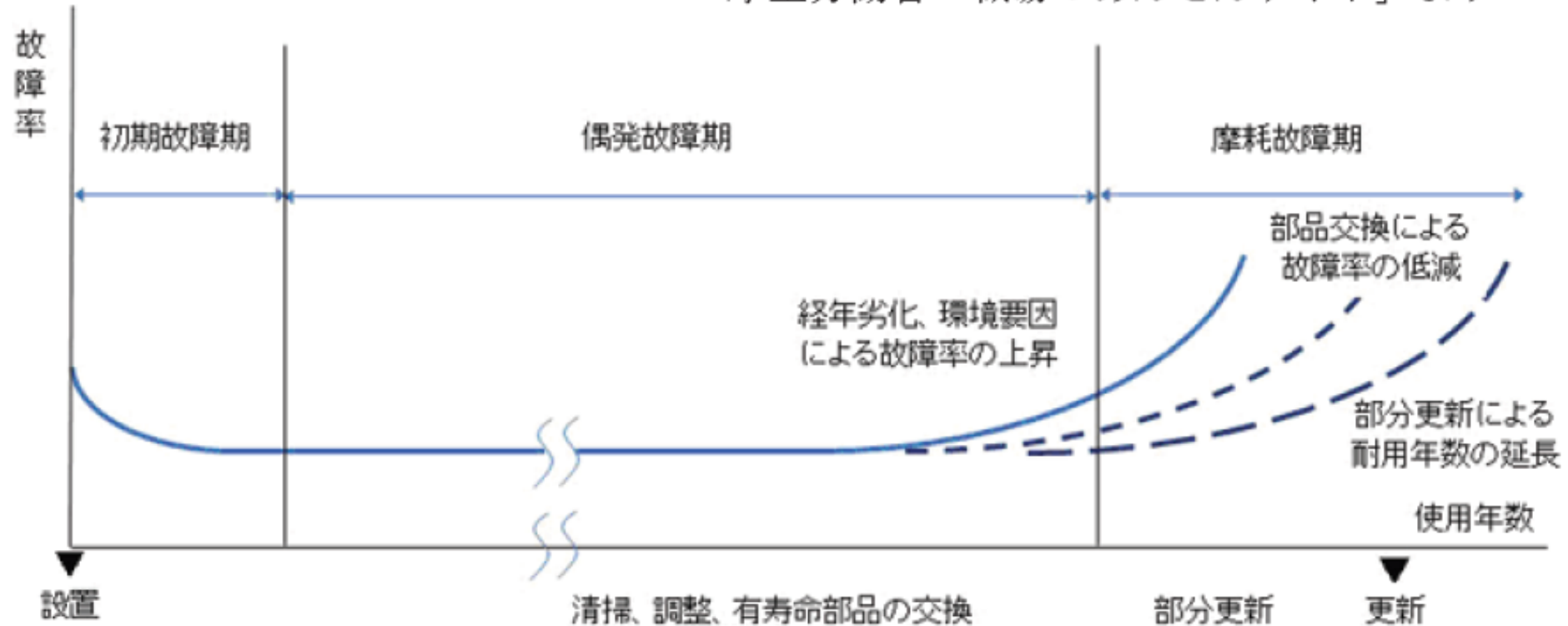
- これらの検査では、経理面の検査は一切なされない。
- 立入検査が行われたとしても表面に顕われたものしか見ることができず、隠れた手抜き工事を発見できるのは、実際に事故が起こった場合でしかない。
- 原子炉等の維持管理に必要な人員が配置されていないことについての偽装を行うことは容易にできる。書面上、適正な人員が配置されていることにすればいいだけの話だからである。

日本原電の特色

- 第一に、日本原電の運営する本件東海第二原発は、同業他社の他のプラントと比して「トラブル頻度・保全品質情報頻度」（法令上の報告義務および自主的報告）が群を抜いて高い。
- 第二に、運転**30**年以降の機器故障頻度が「バスタブ曲線」を描いている。
- 第三に、事業者検査制度、原子力規制検査が新たに導入されたからと言って上記機器トラブル頻度が低下する保証はない。
- 第四に、日本原電は、現在の原発の標準規格であるケーブルの難燃化に関し、全体の**6**割強を非難燃のままに残そうとしている、一部のケーブルはあと**20**年は使えないので耐用年数が近づいたら絶縁検査にもとづいてその時になってケーブル交換する、福島第一原発事故でその設計上の問題として明らかになった非常用ディーゼル発電機や電源室の「地下一室配置」を地上階以上に分散移設する対策も取ろうとしない、地震に最も脆弱とされる圧力容器スタビライザも耐震補強しない、という態度を取っている。

(図9) 機器故障頻度の傾向「バスタブ曲線」

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より



結局、

-
- これらのことは、**旧い設計による変更の困難さ**と同時に「**コスト問題**」に他ならない。他社のほとんどが70年代運転開始の老朽原発について「費用対回収が見合わない」という経営判断で廃炉にしている。他社がこのような判断を行ったということは、老朽原発の安全性を保つためには、検査などでお茶を濁すことでは足りず、多額の費用を必要とするという判断がなされたものであることを意味している。十全なコストをかけて安全対策をするのと検査でできる維持管理とは、質的に大きな隔たりがあるということである。
 - 東海第二原発にあっては、とりわけ**日本一の周辺人口**を抱えて**老朽化**した原発を動かそうとする以上、**十分なコストをかけて万全の安全対策**をやってはじめて安全への確信と信頼が得られるところ、**安全対策の維持管理投資余力があるのか**と言っている時に性格の違う検査を持ち出して維持管理の安全対策費の確保に直ちに結び付けるのは、問題のすり替え以外の何物でもない。

事故が発生した場合に、損害賠償額が**1200**億円を超えた場合には政府援助があり得る？

- 本件原発が重大事故を起こした場合に、日本原電に対して、福島第一原発事故の際に東京電力に対してなされたような政府援助が行われるという保証は全くない。
- 関東一円の一般消費者に対して電力を供給するというある種の公共性を有する東京電力とは異なり、日本原電には公共性は殆どなく、本件原発にも公共性は全くない。このことは、福島第一原発事故後、日本原電が操業を行っている原発が一機たりとも稼働を行っていないなくても、我が国の電力の供給に全く問題が生じていないという一点を見ただけでも明らかである。日本原電を救済するための政府援助は国民の理解を得ることは困難である。

日本原電には、原発の維持管理に関する経理的基礎も欠けている。
